

学級担任に限らず加算1,200円 教職調整額4%を段階的に引き上げ 教員特殊業務手当（休日）増額

大阪市教職員組合協議会は11月7日、「2025年度教育職員の給与改定等について」交渉を行いました。市教委は、「皆様からのご指摘を受け…慎重に検討を重ね…教員一人ひとりが組織の目標に向け、それぞれの役割を果たしながら学級運営にも協力して取り組まれている現状を踏まえ、本市としては学級担任に限らず、他の校務を分掌する教育職員についても加算…教育職給料表(2)のうち校務を分掌する教育職員に1,200円を加算」としました。原資は義務教育等教員特別手当、教育職給料表(2)の基礎額を一律1,200円減額。

(注 教育職給料表(2)は小中学校。教育職給料表(3)は 幼稚園。)

※ ※ ※

文部科学省は給特法等改定による「教員の処遇改善」として、「義務教育教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。」としました。

大阪市教は法案段階から問題点を指摘し、労働条件要求書を9月18日に提出しました。

2. 給特法等一部改正法による差別支給等を行わないこと

- (1) 教職調整額をすべての教育職員に支給すること。（指導改善研修被認定者を除外しないこと）
- (2) 義務教育等教員特別手当を削減しないこと。「校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」（教育公務員特例法の一部改正）の差別支給は行わないこと（通常学級担任にのみの手当支給は行わないこと）。

市教委の提案に対して、現場の声の集中をネットで呼びかけました（10月31日号外）。

特別支援学級担任、養護教諭、栄養教諭を含む多くの教職員から怒りの声が寄せられー「学校は全ての教職員が手を取り合いながら連携しながら学校運営をすすめています」、「協力関係で日々の教育活動が成り立っている」、「とんでもない分断をもちいるだけの方策を絶対やめていただきたい」ー職場の声を力に交渉を行いました。

教職調整額の段階的引き上げ

教育職給料(1) (2) 適用者について、段階的に引き上げ（1月1日）

施行日	現行	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
支給率	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

（裏面に続く）

幼稚園教員の処遇の改善「現状維持」

文科省は「高度専門職にふさわしい処遇の実現」としながら、「幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。」としました。

大阪市立幼稚園教員は、小中学校給料表適用から外され、独自給料表で減額されました。コロナ禍の「保育士・幼稚園教諭に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善」も実施されませんでした。幼稚園教員の処遇は改善されていません。

市教委は「幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園教員への適用を求める強いご意見をいたたぎ」としながら、また、「業務の多忙化や負担増を十分認識」しながら、「公務員給与は地方自治法等に基づく厳格な制度であり、法の規定を超えた対応は困難」としました。

大阪市教は幼稚園教員に対する差別的取り扱い、就学前教育・ケア労働軽視を厳しく批判し、改善を引き続き求めます。

文科省は「指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。」としましたが、一時金・年収への反映額は懲罰的であり、处分に等しいものであり、「研修」という職務を行っている者に対する処遇としてあり得ません。

教員特殊業務手当支給要件を改正

支給対象業務を休日に従事した場合における支給要件の改正

①非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

現行		改正後	
従事した時間	手当額	従事した時間	手当額
7時間45分以上	8,000円 (16,000円)	4時間以上	8,000円 (16,000円)
5時間以上	4,000円 (8,000円)		

※ 括弧書きは、被害が特に甚大な非常災害にかかる手当額

②児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導

現行		改正後	
従事した時間	手当額	従事した時間	手当額
7時間45分以上	7,500円	4時間以上	8,000円
5時間以上	3,750円		